

当院は

「入院時生活療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）、適温で提供しています。」

当院の食事療養費 ・入院時生活療養（Ⅰ） ・特別食加算（対象の方）

入院時生活療養・生活療養標準負担額

※入院時生活療養費制度は、療養病床に入院する65歳以上の者を対象とする。食費・光熱水費について、下記の標準負担額（1食当たりの食費+1日当たりの居住費）が患者負担となり、残りの額が入院時生活療養費として保険給付される。

療養病床に入院する65歳以上の患者			標準負担額	
			食費（1食）	居住費（1日）
一般	① 一般の患者 （下記のいずれにも該当しない者）	入院時生活療養（Ⅰ）を算定する医療機関に入院	490円	370円
		入院時生活療養（Ⅱ）を算定する医療機関に入院	450円	
	② 厚生労働大臣が定める者 （＝重篤な病状又は集中的治療を要する者等）（低所得者Ⅰ・Ⅱを除く）		生活療養（Ⅰ）490円 生活療養（Ⅱ）450円	370円
	③ 指定難病患者（低所得者Ⅰ・Ⅱを除く）		280円	0円
低所得者Ⅱ	④ 低所得者Ⅱ（⑤⑥に該当しない者）		230円	370円
	⑤ 低所得者Ⅱ （重篤な病状又は集中的治療を要する者等）	申請月以前の12月以内の入院日数が90日以下	230円	370円
		申請月以前の12月以内の入院日数が90日超	180円	
	⑥ 低所得者Ⅱ（指定難病患者）	申請月以前の12月以内の入院日数が90日以下	230円	0円
申請月以前の12月以内の入院日数が90日超		180円		
低所得者Ⅰ	低所得者Ⅰ（⑧⑨⑩⑪に該当しない者）		140円	370円
	低所得者Ⅰ（重篤な病状又は集中的治療を要する者等）		110円	370円
	⑨低所得者Ⅰ（指定難病患者） ⑩低所得者Ⅰ/老齢福祉年金受給者 ⑪境界層該当者		110円	0円

当院は

「入院時食事療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後 6 時以降）、適温で提供しています。」

当院の食事療養費

- ・入院時食事療養（Ⅰ）
- ・特別食加算（対象の方）
- ・食堂加算

入院時食事療養費の標準負担額（1食につき）

一般（70歳未満）	70歳以上の高齢者	標準負担額（1食当たり）	
一般（下記以外）	一般（下記以外）	490円 (例外1) 指定難病患者・小児慢性特定疾病児童等 280円 (例外2) 精神病床入院患者 280円	
低所得者 (住民税非課税)	低所得者Ⅱ	過去1年間の入院期間が90日以内	230円
		過去1年間の入院期間が90日超	180円
該当なし	低所得者Ⅰ	110円	